栃木県における肝疾患に関する専門医療機関の指定要領

(目的)

第1条 この要領は、栃木県における肝疾患に関する専門医療機関の指定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- **第2条** 栃木県における肝疾患に関する専門医療機関(以下「肝疾患専門医療機関」 という。)とは、肝疾患診療連携拠点病院等と連携し、次の役割を担うものをいう。
 - (1) 肝炎治療に係る良質かつ適切な医療の確保の観点から、肝炎患者等に対して 正確な病態の把握や治療方針の決定等をすること。
 - (2) 肝炎患者等が、「肝炎治療に係る医療費助成事業」(平成20年3月31日健発0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」の別添5「肝炎治療特別促進事業要綱」に基づく事業をいう。)に係る申請をする場合に、申請に必要な診断書を作成すること。

(指定の要件)

- **第3条** 知事は、次条に定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する医療機関を肝疾患専門医療機関として指定することができる。
 - (1)日本肝臓学会の肝臓専門医が勤務(非常勤を含む。)する医療機関であってインターフェロンなどの抗ウイルス療法及び肝がんの高危険群の早期診断を適切に実施できる医療機関
 - (2) 抗ウイルス療法の経験が 10 例以上ある日本消化器病学会の専門医が勤務(非常勤を含む。) する医療機関であって、前号に掲げる医療機関と同等以上の肝疾患治療に関する技術及び経験を有すると認められる医療機関(指定等)
- **第4条** 肝疾患専門医療機関の指定その他の手続きは、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 肝疾患専門医療機関の指定を受けようとする医療機関の管理者は、「肝疾患に関する専門医療機関の指定の申請について」(別紙様式1) により知事に申請するものとする。
 - (2) 知事は、前号の規定による申請があった医療機関が第3条に定める要件に該当すると認めるときは、肝疾患専門医療機関に指定するものとする。
 - (3) 知事は、前号の規定により肝疾患専門医療機関の指定をしたときは、当該医療機関の管理者に対し、その旨を通知するものとする。
 - (4) 第2号による指定を受けた肝疾患専門医療機関の管理者は、第1号により申請

した医療機関の名称、所在地又は専門医の配置状況に変更が生じたときは、「肝疾患に関する専門医療機関における届出事項の変更について」(別紙様式2)により、知事に届け出るものとする。

- (5) 肝疾患専門医療機関の管理者は、第2号による指定を辞退するときは、「肝疾患に関する専門医療機関辞退届」(別紙様式3) により知事に届け出るものとする。
- (6) 知事は、第2号の規定により指定した肝疾患専門医療機関について、肝疾患専門医療機関の管理者から前号の届出があったとき又は第3条に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消すことができる。
- (7) 知事は、前号の規定により肝疾患専門医療機関の指定を取り消したときは、当該医療機関の管理者に対し、その旨を通知するものとする。

(専門医療機関リストの作成及び公表)

- **第5条** 知事は、次に定めるところにより栃木県肝疾患専門医療機関リスト(以下「専門医療機関リスト」という。)を作成及び公表するものとする。
 - (1) 専門医療機関リストには、肝疾患専門医療機関に関する次のア~ウに掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 医療機関名
 - イ 所在地
 - ウ電話番号
 - エ 日本肝臓学会の肝臓専門医又は日本消化器病学会の専門医の氏名
 - (2) 第4条第2号により指定をし、同条第4号による届出があり、又は同条第6号による取消しをしたときは、専門医療機関のリストを修正するものとする。
- 2 知事は前号の専門医療機関リストを栃木県のホームページに掲載するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、肝疾患専門医療機関の指定要件に関し必要な 事項については、知事が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に肝疾患専門医療機関として指定されている医療機関は、 第4条第2号の規定により指定されたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年8月8日から施行する。